

National Association of Crime Victims and Surviving Families

NAVS

# ニュース・レター

VOL.17 2004.2.25

E-mail [asunokai@navs.jp](mailto:asunokai@navs.jp) URL <http://www.navs.jp>

全国犯罪被害者の会

〒100-8694  
東京中央郵便局私書箱1646号

TEL: 03-5319-1773

FAX: 03-5319-1774

## VOICE

### 4周年を迎えて新たな運動を

代表幹事 岡村 勲

2004年1月23日は、全国犯罪被害者の会設立4周年にあたる。あの日、80人定員の会場に240人の被害者と大勢の報道関係者が集まり、むせぶような熱気のなかでシンポジウム「犯罪被害者は訴える」が始まった。つぎつぎと発言する犯罪被害者の報告は、見捨てられた犯罪被害者の悲痛な叫びであった。

シンポジウムの後、「犯罪被害者の会」（現全国犯罪被害者の会）が結成された。犯罪被害者の手による、犯罪被害者のための、犯罪被害者の会の誕生である。

設立趣意書には、つぎのように書かれてある。

「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立は被害者自身の問題ですから、支援者の方々に任せるだけでなく被害者自らも取り組まなければなりません。

そのため私たち犯罪被害者は、犯罪被害者のおかれている理不尽で悲惨な現実を訴え、犯罪被害者の権利、被害回復制度について論じ、国、社会に働きかけ、自らその確立をめざすため「犯罪被害者の会」を設立します。

全国各地の犯罪被害者が連帯し、「犯罪被害者の会」のもと、それぞれの抱える苦しみと悲しみを生きる力に変え、今生きている社会を公正で安心できるものにするため、心と力を尽くします。」と。

それから4年、あすの会は犯罪被害者の悲惨な実情を世に訴えると共に、さまざまな運動を展開してきた。2002年にはドイツ、フランスへ調査団を派遣して犯罪被害者の司法上の権利を調査し、昨年は被害者の訴訟参

加を求める署名活動を全国的に展開した。

39万人の署名を受けて小泉内閣総理大臣は積極的に取り組む意欲を示され、法務省も研究会を設置した。自由民主党も司法制度調査会（保岡興治会長）のなかに犯罪被害者対策のチーム（上川陽子責任者）を設置して本格的な調査を開始した。

また、堺市議会、新潟県議会もわれわれの運動を支援する意見書を採択したが、この動きを全国各地に広げるよう、地方自治体に働きかけることが必要である。

街頭署名活動は終わったが、署名活動はまだ続けなければならない。会員は、寒い中、暑い中、全国を回って署名活動に努力された。趣意書にいう「心と力を尽くした」のである。この運動には、会員以外の大勢の方々が協力し、支えてくださった。心から感謝申しあげる次第である。

今までは現在進行中の司法制度改革に照準を合わせて、被害者の刑事司法上の権利の実現に力を注いできた。だが、被害者にとっては、被害の回復、特に経済的に不安なく生活できることが何よりも大切である。犯罪によって一家の大黒柱を失い、収入の道を閉ざされ、多額の医療費や生活費に苦しみ、自宅を手放し、生活保護をうける人もある。家族が介護に明け暮れなければならない場合もある。犯罪被害者等の支給金は増額されたとはいえ、これらの被害を救済するのに充分ではない。

本年は刑事司法参加の運動と並行して、被害回復制度の実現にむけて本格的に取り組むことにしよう。

## TOPICS

### 犯罪被害者支援の日から犯罪被害者の日へ

幹事 假谷 実

昨年10月3日に全国犯罪被害者支援ネットワークの主催で、「犯罪被害者支援の日」制定記念・中央大会が開催されました。

多くの団体のパネルが並べられ、参加者から意見や体験報告がなされ、街頭行進で盛り上がりました。支援の輪が広がっていくことは、被害者としては心強く、感謝いたしております。

その中で、犯罪被害者支援策の充実を目指す決議が採択され、犯罪被害者支援が国や地方公共団体の責務であり、早急な施策の実施を求めることとなりました。決議の柱は次のとおりです。

1. 犯罪被害者支援機関に対する財政的支援の充実
1. 犯罪被害者の被害回復と生活支援の充実
1. 犯罪被害者の二次被害と再被害の防止
1. 犯罪被害者の司法参加の推進と、被害者への情報提供の充実
1. 犯罪被害者基本法の制定

この決議の「犯罪被害者の司法参加の推進」の中では、「被害者の刑事手続きや保護手続きへの参加を推進し、被害者による直接的な意見陳述や、被告人に対する直接的な質問（その他必要な行為）などができるようにする。」と掲げられています。

しかし、あすの会が求めている司法への参加は、直接的な意見陳述権や質問権にとどまらず、証拠提出権、証人に対する質問権、訴訟進行や訴訟指揮に対する意見陳述権、訴訟指揮に対する異議権、論告権、求刑権などを含み、附帯私訴も求めていますから、犯罪被害者の司法への参加という点では、弱いものとなっています。

ところで、わたしたちは、「犯罪被害者支援の日」よりも先に「犯罪被害者の日」が制定されなければならないと考えます。

犯罪被害者は長い間忘れられてきましたし、未だに被害者の実状は国民に知られていません。国や社会の中でどう処遇するのかその位置づけもできていません。被害者の抱えるさまざまな問題を出すことが先決です。その意味で、「犯罪被害者支援の日」よりも「犯罪被害者の日」を制定して、全国各地で被害者問題について考え、論議し、対策を生み出すことが必要ではないでしょうか。支援は被害者対策の一つとして出てくるものですし、支援の日を先に制定することは、脇役が主役よりも先に出てきたような印象を与えます。

もちろん犯罪被害者支援は必要であり、支援してくださることは心強く、感謝しています。

しかし、今述べましたように、被害者を主体とした「被害者の日」あるいは「被害者週間」、「被害者月間」を制定していただきたいと望んでいます。

## INDEX

VOICE	4周年を迎えて新たな運動を	1
TOPICS	犯罪被害者支援の日から犯罪被害者の日へ	2
	おかしいと思いませんか・法律まめ知識	3
	犯罪被害者の権利に関する動き（新潟県議会意見書・遺体搬送費）	4
	刑法改正／懸賞金による捜査	5
	活動報告	6
	集会及び幹事会の報告	7～9
	運営の基本・会計／あとがき	10



## 第8回 おかしいと思いませんか

刑事の判決で、懲役1年執行猶予3年というような判決ができることはご存知でしょう。執行猶予は再犯のおそれがない場合に付けられるもので、再び犯罪を犯すおそれのある者には付けてはいけないことになっているのです。

ところが、執行猶予中に犯罪を犯す者が相当おります。これは執行猶予を付けてはいけない者に執行猶予を付けたからで、「裁判過誤」というべきものです。医療過誤の場合は、病院はその事実と担当医師名を公表して責任を取ります。ところが裁判過誤の場合は、裁判所はこれを公表せず、担当裁判官の名前も国民には知らされません。裁判官は何の責任も取らないのです。

仮出獄という制度があります。懲役になった服役者に対して、刑期満了前に出獄させる制度です。殺人を犯して無期懲役になった者が、仮出獄して更に殺人を犯すような例がよく新聞に現れます。仮出獄をさせるには、刑務所長が「この服役者は成績もよく再犯のおそれもないので、仮出獄させてください」という仮出獄申請書を書き、これを地方更正保護委員会が審査し、再犯の心配がないと判断して仮出獄となるのです。従って仮出獄中に犯罪を犯す者がいたときは、仮出獄させるべきでない者を出獄させたことで、「出獄過誤」ということになりませんが、この場合も刑務所長も担当した更正保護委員会の委員も名前は公表されず、誰も責任を取りません。更にいえば最初の殺人事件で死刑にしておけば、第二の殺人は起きなかったわけで、最初の裁判官にも責任があるというべきですが、この裁判官の名前も公表されません。

裁判官も刑務所長も地方更正保護委員会委員も、誰も責任を負わない。名前も公表されない。自分のやった「過誤」について知らん顔をしている。被害者だけが泣いている。

こんな無責任な刑事司法は、おかしいと思いませんか。

### 法律まめ知識 ⑩

### 犯給法

—犯罪被害者等給付金の支払等に関する法律—

犯罪行為によって生命身体を害された被害者またはその遺族に対して、国から見舞金（給付金）が出されます。（犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律、犯給法と略称）

同法により支給される給付金には、①遺族に支給される「遺族給付金」、②重傷病を負った者に支給される「重傷病給付金」、③障害が残った者に支給される「障害給付金」の3種類があります。

ただ、労災保険等による補償がなされる場合や加害者から損害賠償がなされた場合には、これらの額を差し引いた額のみが給付されます。また、加害者が親族である場合や被害者が犯罪行為を誘発した場合などには、給付金は支給されません。

給付の申請は、住所地を管轄する最寄りの警察署または警察本部で行います。

ここで注意が必要なのは、申請期間に制限（時効）があることです。

原則は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年以内です。ただし、この期間内であっても、犯罪発生日から7年が経過していると申請できません。

実際、時効を理由に申請が認められず、給付金を受給できなかったという事例も相当あるようですので、ご注意ください。最後に、平成14年度版の犯罪白書を見ますと、平成13年度の給付金申請者数及び支給裁定総額は、それぞれ499人・12億4,100万円で、新犯給法の施行に伴い、数年前と比べて2倍以上に増えています。

上で述べた時効の問題もありますので、被害に遭われたら、躊躇せず、お早めに最寄りの警察署等にご相談に行くことをお勧めします。

## 市議会に続き、県議会でも国会へ働きかけ

新潟県では、県議会が『犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(以下全文)』を全会一致で可決し、国会に送りました。

これは、前号でお知らせした堺市に続く動きです。このような働きかけが全国に広がり、国を動かす日が一日も早く来ることを願います。

### 『犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書』

北朝鮮による我が国民の拉致事件が発覚してから1年余を経過したにもかかわらず、事件の全面解決には程遠い状況にあり、また、近年、青少年や外国人犯罪者による凶悪事件が相次いで発生するなど、我が国の治安は急速に悪化の方向をたどり、国民の生命・財産の保護を責務とする国家の存立基盤をも脅かす状況にある。

我が国の刑事司法は、刑事裁判は社会の秩序維持を護るもので、被害者の利益擁護や損害回復のためにあるのではない、という平成2年の最高裁判所判決が示すとおり、犯罪被害者とその家族の権利は抑圧されている一方で、過度とも言える加害者の人権保護のみが際立つ、不公平な行刑政策といっても過言ではない。

平成12年に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、被害者の権利行使について一定の成果は見られるものの、被害者とその家族等に対する人権擁護や救済措置はいまだに不十分なものと認識している。

現状において、国民の誰もが犯罪被害者となり得る可能性を有する以上、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援などの救済措置を講ずることは、国の責務である。

よって国会並びに政府におかれては、昭和60年に国連が採択した「被害者の人権宣言」に則り、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立に向けて、早急に対応されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年12月19日

新潟県議会議長 西川 勉

## 私たちの声が届きました

### — 遺体返還のための公費負担が実現しました —

犯罪にあって死亡した被害者は、遺族がどんなに反対しても、大学病院へ運ばれて司法解剖されてしまいます。

ところが、解剖がすむと「遺体を引き取りにきて下さい」といわれて、遺族は葬儀屋にお金を払って引き取りに行かなければなりません。「勝手に遺体を持っていきながら、遺族の費用で取りにこいとは何事か。捜査費用で返しにくるべきではないか」と私たちは主張してきました。ニューズレター第7号の『おかしいと思いませんか』にも書いてあります。

今度、警察庁が財務省と折衝した結果、遺体返還費用は都道府県(警察)が負担することとし、その半額を国が補助することになりました。つまり都道府県と国が半額ずつ負担することになったのです。今年の4月からスタートするのですが、都道府県の予算編成が遅れると、実施は少し遅れるかもしれません。本年の予算は1億1,000万円とのこと。この予算で十分であるかどうかはまだわかりませんが、とにかく当会の主張が認められたことは嬉しいことで、遺族の負担もその軽減されることとなります。

ニューズレター第14号でお知らせしたとおり、私たちの批判に応じて、平成15年度から

解剖後の遺体修復費用として1億8,000万円が計上され、遺体の尊厳を守るような修復をする措置がとられるようになりました。

今後とも不合理な点を主張して改善に努力していきましょう。

## 凶悪犯罪の罰則強化

1908年(明治41年)に施行された刑法の法定刑が約100年ぶりに初めて大幅に見直されることになり、法務省案が発表されました。日本の刑罰は余りに軽すぎ、量刑引き上げは、犯罪抑止の面でものぞましいことであることは、あすの会が訴えてきた事があります。

また、量刑を考える尺度にもなる平均寿命は現行法が制定された当時、男女ともに44歳であったことを思うと、今日の平均寿命の伸びを考えた時、量刑の問題のみならず、犯罪被害者の被害感情も長く残る時代である事をふまれば、刑罰強化は当然であり、急務といえます。

### 刑法改正案要綱の要点

改正項目	現行	改正案要綱
有期刑(単独の罪)の上限	15年以下	20年以下
有期刑(併合罪など)の上限	20年以下	30年以下
強姦罪	2年以上の有期懲役	3年以上の有期懲役
集団強姦罪(新設)		4年以上の有期懲役
殺人罪の法定刑の下限	3年以上	5年以上

### 公訴期間(時効)の見直し－刑事訴訟法－

死刑にあたる罪	15年	25年
無期懲役・禁固にあたる罪	10年	15年

## 懸賞金による犯人捜査

最近、犯人がわからないとき、懸賞金を出して情報を集めることが行われています。

その一例を報告します。

平成13年4月22日未明、2人組の男が、その日結納のためにその地を訪れていたAさんの肩が触れたことに腹を立て、殴る蹴るの暴行を加えました。Aさんは2日後に、病院にて亡くなりました。

Aさんの父親は、以前耳にしていた懸賞金による犯人の情報提供の話しを思い出し、結婚資金のために蓄えた300万円を懸賞金に当てることにして警察を訪れました。

警察の指導により懸賞金を支払う件に関して、後日のもめごとを防ぎその公正を期するため、懸賞金を受け取れない人の条件(例えば、公序良俗に反する組織・団体の構成員である時や警察関係者もしくはその家族である時他2条件)や、受け取り対象者が複数の場合の提供方法、そして懸賞金提供の実施期間等の規約を書面にて作成しました。そして情報の受付窓口は所轄署の刑事課としました。

事件の担当者は、ビラの数、実際に配布する場所、協力者また日にちななどのほか、看板を設置する場所の相談にも乗ってくれました。実際、ビラ配りのための道路使用許可を取ってくれたり、パチンコ屋さんにはポスターを貼るのを頼んでくれたりもしました。

そして、初めてのビラ配りは6月9日の挙式予定日に行い、平成13年12月末に寄せられた120件目の情報が犯人割り出しの決め手となり、平成14年2月18日に逮捕されました。

懸賞金捜査は、警察の協力がなければできませんから、ご希望の方は、警察に相談して下さい。

## 活動報告

月	日	活 動	内 容
11	2	第38回街頭署名	広島ーデパート「そごう広島店」前
	9	第39回街頭署名	岐阜ーJR岐阜駅北口
	14	岡村代表幹事意見陳述	第3回犯罪被害者のための施策を研究する会にて (法務総合研究所)
	15	本村幹事ゲストスピーカーとして出席	朝日新聞河原氏・高橋シズエ氏主催 「被害者とマスコミの交流会」
	15	第24回関東集会	
	15	第 5回中部集会	
	16	第36回幹事会	
	17	本村幹事講演	山口県柳井学園高等学校にて 「人権と法と命の尊さ」
	23	第40回街頭署名	香川ーJR高松駅前
	29	第41回街頭署名	群馬ーデパート「高崎タカシマヤ」前
	30	第42回街頭署名	山梨ー「岡島百貨店」・「山交百貨店」前
	30	第43回街頭署名	徳島ーJR徳島駅前
	30	第44回街頭署名	沖縄ーデパート「沖縄三越」前
12	5	本村幹事講演	神奈川県警にて 「犯罪被害者の現状と必要な支援について」
	6	假谷幹事講演	町田市主催「人権を考える 講演と映画の集い」
	7	第45回街頭署名	長野ーJR長野駅西口・イトーヨーカドー長野店前広場
	7	第32回関西集会	
	9	岡村代表幹事・猪野幹事講演	上智大学にて
	9	松村幹事講演	荒川区主催人権週間事業 講演会 「突然の悲しみの中でー犯罪被害者への理解と支援をー」
	10	岡本真寿美さん(会員)講演	長崎大学にて
	11	岡村代表幹事講演	堺女性大学にて
	13	第25回関東集会	
	14	第37回幹事会	
1	11	第33回関西集会	
	13	内村幹事講演	柏市立酒井根小学校にて
	17	第26回関東集会	
	18	第38回幹事会	
	24	岡村代表幹事講演	全国犯罪被害者の会・高知新聞主催講演会 「忘れられた犯罪被害者」
	24	本村幹事講演	被害者相談ボランティア「ハートラインやまぐち」にて 「犯罪被害者の望む支援」
	24	第46回街頭署名	愛媛ー「いよてつ高島屋」前(伊予鉄道松山市駅前)
	25	第47回街頭署名	静岡ー静岡市呉服町二丁目 商店街アーケード付近
	25	第48回街頭署名	山口ー「シーモール下関専門店街」前
	25	第49回街頭署名	高知ー高知市帯屋町商店街(中央公園北入口付近)
	27	高松由美子さん(会員)出席	シチズン・オブ・ザ・イヤー授賞式
31	第 7回中部集会		
2	1	第50回街頭署名	三重ー近鉄四日市駅前 ◎全都道府県にて街頭署名実施

## 関東集会の報告

第24回関東集会 平成15年11月15日(土) 参加者28名(会員21名)

今回は、「少年審判はどのように行われるか」というテーマで、現在「非行」と向き合う親たちの会の世話人をなさっている元家庭裁判所調査官の正木信二郎氏からお話を伺いました。

氏は長年、岡山家裁津山支部で調査官を務められ、東京家裁を最後に退職されました。その後、大学の講師も務められ、現在は津山にお住まいです。

当日は、氏の講演実現のため仲介の労を取られた浅田弁護士(裁判官出身)とお二人でお見えになり、講演後の質疑にも答えて下さいました。

少年事件について、被害者にはほとんど情報が知らされず、審判の状況もわからない会員のために、ビデオを利用して、裁判との違いや調査員の役割等を平易に説明されました。

また、具体的数値を上げて、一人の調査官が在職中に担当する殺人等重大事件の数が少ないこと、山形県新庄市の中学校マツト殺人事件の前までは、加害者の少年達は全て素直に自分たちが行った行為を認めていたこと等が説明されました。

少年事件の被害者にとって、最大の関心事は、殺人事件をおこした少年が極めて短い期間で社会に出てくることにあり、正木氏の意見も現行の期間が必ずしも十分でないとのことであり、最短期間で社会に出てくるのは、ヤクザの子弟で上から言われたことに忠実に従うタイプのよ様な人間だとのことでした。

第25回関東集会 平成15年12月13日(土) 参加者30名(会員21名)

中部集会の活性化のヒントを得たいと、中部の会員の方が参加して下さいました。その他、実際に被害者の方々の話を伺いたいという家裁調査官の方や、中日新聞の記者1名、学生4名の参加がありました。

松村幹事からは報道被害による名誉毀損の民事裁判の結果について、猪野幹事からはドラマ放映のお知らせがありました。その後、約1ヶ月前に犯人が逮捕された会員の方から、事件発生から逮捕までの3年間を思うと、捜査ミスを認める警察への不信が増大している、という話がありました。

引き続き、全員で新聞記事をもとに、犯罪被害者についてのさまざまな議論がなされました。ご子息を奪われ、今はご自身への再犯の恐怖を訴えた方や、何をすることも信頼できる弁護士が必要だと強調する方がおられました。

最後に、都民センター大久保さんの紹介で来てくださったアカペラグループ「くあるてとさくら」の歌を楽しみました。温かいクリスマスの雰囲気味わえたひとときでした。「くあるてとさくら」からは、さらに署名とご寄付をいただきました。誠にありがとうございました。

次回以降のおしらせ

3月13日(土)	13時~17時	シニアワーク東京	5階	第2セミナー室
4月17日(土)	13時~17時	"	5階	第1セミナー室
5月15日(土)	13時~17時	"	5階	第2セミナー室

千代田区飯田橋3-10-3

TEL (03) 5211-2307

会費 1,000円

会員の方で、参加を希望される場合は、事務局までお申し込みください。

参加者は会員を原則としますが、関心のある報道機関の方や学生の方で傍聴を希望される場合は事務局へご連絡ください。

## 関西集会の報告

第32回関西集会 平成15年12月7日(日) 参加者32名(会員21名)

幹事会報告に続き、大勢のマスコミ関係者が取材に来られた中、私どもが招聘した大阪府被害者対策室対策官の岩崎氏より、犯罪被害者支援の現況についてご報告を頂戴致しました。

岩崎氏のご報告の中で、最も注目させられたのは、携帯電話による非常通報システムの導入を検討中である、とのお話を伺ったときでした。犯人が“お礼参り”に来た際、ボタンひとつで警察官が駆け付けてくれるという画期的なシステムです。このシステムが普及すれば、どれほど多くの被害者・遺族が大きな安心感を得られることでしょうか。一日も早くこのシステムが実現し、被害者・遺族に広範に行き渡ることを切望しています。

さて、岩崎氏によるご報告のあとには、氏と私たちとの間で、活発な質疑応答がなされました。その中で、大阪府警被害者対策室が外部機関に委嘱しておこなっているカウンセリング制度について、比較的多くの質問が提出されました。カウンセリングの実施期間が短すぎるのではないか、という疑問が大半を占めていました。岩崎氏は、カウンセリング期間の延長を委嘱先に働きかけたい、と話されてご退席になりましたが、カウンセリング制度の不備を痛感している者として、カウンセリング無料期間の延長は不可欠、との思いに駆られました。その後、犯罪による経済的被害についての実例報告などがありました。今回は大阪府警の方をお招きしてお話を伺いましたが、今回は弁護士の方のご臨席を仰ぎ、議事を進行していく予定です。

従来はともすれば対立関係に陥りがちだった私たち被害者・遺族と、警察・弁護士の方々が、こうした機会に交流を深め、相互理解のもと、犯罪被害者の権利確立に向けた大きな潮流が形成されることになれば、関西集会の活動は誠に意義深いものであった、と将来評価されるでしょう。

次回以降のお知らせ

3月14日(日) 13時～17時 クレオ大阪西

4月 4日(日) 13時～17時 ”

5月 9日(日) 13時～17時 ”

大阪市此花区西九条6-1-20

TEL (06) 6460-7800

会費 1,000円

## 中部集会の報告

第5回中部集会 平成15年11月15日(土) 参加者5名(会員4名)

11月9日の岐阜駅での街頭署名活動を終え、当日の活動や事前準備について反省を行いました。東海四県ではまだ、静岡と三重で街頭活動を実施していないので、その2県の予定や段取りを今までの経験をふまえて話し合いました。続いて、中部集会の活性化について検討しました。現在、集会の参加人数が少ないため、行える活動にも限界があり、行き詰まりが生じてしまいます。そのため、現在登録されている会員の方にもっと参加意欲をもっていただいたり、新規会員を増やしたりするために、どうしたらよいか意見を出し合いました。まずは、回数を重ねている関東や、関西の集会に出席して、集会を発展させるための参考にすることになりました。



**第6回中部集会** 平成15年12月20日(土) 参加者6名(会員5名、会員家族1名)

今回は中部集会の今後の運営を中心に検討がなされました。結果、集会への会員以外の参加に関しては、関東、関西と同様、原則自由だが、あらかじめ人数を把握し、必要なら調整することで合意されました。また、連絡方法、細かい調整については、メールを利用することとしました。また愛知県警被害者対策室や被害者サポートセンターあいちへの支援依頼を行うことで了解を得ました。その後、幹事会(平成15年12月14日)、関西集会(同12月7日)、関東集会(同12月13日)に参加した中部の会員が報告と感想を述べ、両集会が行っている自主勉強会も、中部の人数がもう少し増えたら積極的におこなっていくことを確認しました。

会員の近況報告のあと、2月1日の署名活動の打ち合わせをおこない、各自持ち寄った軽食とケーキで和やかにミニクリスマス会を開催し、お互いの親睦を図りました。

次回以降のお知らせ

3月20日(土) 13時～17時 ウィルあいち  
名古屋市東区上堅杉町1番地  
TEL (052) 962-2511

## 九州集会の報告

次回以降のお知らせ

日時は、未定です。

☆ 各集会の1月、2月の報告は、次号にてお知らせします。

## 幹事会の報告

**第36回幹事会** 11月16日(日) 出席者14名

主な議題は、街頭署名活動、各集会の運営問題、犯罪により生じた損害の経済支援制度の確立等。街頭署名は鹿児島で60名近くの方々ที่協力してくださった事、広島では他団体の募金活動と日時が重なり苦勞した事などの報告があり、未実施県の今後の予定や活動方法等を話し合いました。各集会運営は、中部集会がようやく活動を開始しましたが、参加人数がまだ少なく、どのように運営したら早く軌道に乗せることができるかなどを議論、今後は地方の支部制度も視野にいれ考えていく事としました。経済的支援制度については現状を把握するため、全会員に被害実態調査を行い、制度のありかたや財源等を検討してゆく方針となりました。当日はNHKが幹事会の様子を取材しました。

**第37回幹事会** 12月14日(日) 出席者9名

自民党の司法制度調査会プロジェクト発足に伴い、被害者の置かれている現状を訴え、理解を深めていただくため、岡村代表が、被害者部会責任者の上川陽子衆議院議員と12月16日に話し合いを行うことになりました。

現在、犯罪被害者支援条例が制定されている自治体(市町村)はありますが、都道府県では宮城県が初めてこの条例を制定しました。この動きに続くよう、全国の都道府県、市町村の各地域議員に働きかけ、被害者問題の実情を理解してもらい、法的権利や経済的被害回復制度の1日も早い確立を求めていくことを確認しました。他、各集会報告等。

## 運営の基本

### 【会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。

### 【ボランティア】

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

### 【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。

また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には、十分留意いたします。

## 会計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務所管理、ニューズレター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、全て支援者の寄付金で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

### 寄付金のお振り込み先

□郵便局

00170-6-100069 「あすの会」

□三井住友銀行 丸の内支店

(普) 6577163 「あすの会 代表幹事 岡村 勲」

□東京三菱銀行 丸の内支店

(普) 2149873 「あすの会 代表幹事 岡村 勲」

### 訂正 第16号

VOICEの記事をお書きいただいた諸澤英道先生の大学名の表記に以下のとおり、誤りがありました。

訂正をお願いいたします。あわせて深くお詫び申し上げます。

◎VOICE(1頁)

常盤大学→常磐大学

## 法廷付き添い

### 事件を思い出す裁判傍聴に

**私達が付き添います!**

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い思いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人員です。

調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日(傍聴券必要の有無)
- 次回の公判期日
- 付添を希望する者への希望(年齢等)
- 起訴状のコピー送付の可否

## 無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあわれた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

□ PM 1:00 ~ 4:00

□ 03-5319-1773



## あとがき

桜前線が日本を縦断するように、あすの会の街頭署名活動が1年をかけて全国を巡りました。国は確かに、私たちの声に応え始めています。しかし、日々報道される国際化、凶悪化した犯罪を抑止する決定打は見られません。この立ち遅れのために生じる犯罪被害者の存在に目を向け、対応を迫られていることをきちんと認識すべきです。あすの会の活動は、根をはりました。今、何分咲きでしょうか。満開の日が1日も早く訪れることを願ってやみません。